

○八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例

平成19年3月27日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、八千代市総合生涯学習プラザの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額(以下この条において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

(令元条例1・追加)

(設置)

第2条 市は、市民の生涯学習の振興を図るため、八千代市総合生涯学習プラザ(以下「総合生涯学習プラザ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 総合生涯学習プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八千代市総合生涯学習プラザ	八千代市ゆりのき台3丁目7番地3

(業務)

第4条 総合生涯学習プラザの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する調査研究及び啓発に関すること。
- (2) 生涯学習に関する指導者等の養成及び研修に関すること。
- (3) 生涯学習に関する講座、講演会等の開催に関すること。
- (4) 生涯学習に関する相談に関すること。
- (5) 生涯学習に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 生涯学習の活動のための施設及び設備の提供に関すること。
- (7) その他総合生涯学習プラザの設置の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第5条 総合生涯学習プラザに所長その他必要な職員を置く。

(指定管理者による管理)

第6条 総合生涯学習プラザの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 生涯学習に関する講座(スポーツに関するものに限る。)の開催に関する業務
- (2) 生涯学習の活動のための施設及び設備の提供に関する業務
- (3) 総合生涯学習プラザの利用の許可に関する業務
- (4) 総合生涯学習プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が総合生涯学習プラザの管理上必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第8条 第6条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

(指定管理者の指定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書による総合生涯学習プラザの管理が市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が総合生涯学習プラザの設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った総合生涯学習プラザの管理を安定して行う能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 総合生涯学習プラザの管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項

(2) 総合生涯学習プラザの管理に係る経費の状況に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合生涯学習プラザの管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(休館日)

第11条 総合生涯学習プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(開館時間)

第12条 総合生涯学習プラザの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第13条 総合生涯学習プラザを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、総合生涯学習プラザの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、総合生涯学習プラザの利用を許可しないことができる。

(1) その利用が総合生涯学習プラザの設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3) その他総合生涯学習プラザの管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、第13条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその許可に係る利用を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(3) その他総合生涯学習プラザの管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第16条 総合生涯学習プラザの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第17条 利用者は、別表に定めるところにより算出した額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を使用料として納入しなければならない。

(使用料の減免)

第18条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第19条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、総合生涯学習プラザの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(市長による管理)

第21条 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第6条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に総合生涯学習プラザの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第11条ただし書及び第12条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」とする。

3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の許可が含まれるときに限る。）における第13条から第15条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第13条第1項の規定の適用については、同項中「な

らない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について市長の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

(平26条例21・追加)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、総合生涯学習プラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平26条例21・旧第21条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、利用者の利用の状況等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成19年条例第31号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第17条)

(平19条例31・令元条例1・令3条例19・一部改正)

(1) 多目的ホール及び研修室

区分		単位利用時間	基本使用料
多目的ホール	平日(土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。以下同じ。)	午前(午前9時から正午まで)	円 5,556
		午後(午後1時から午後5時まで)	7,408

		夜間（午後6時から午後9時まで）	5,556
		全日（午前9時から午後9時まで）	18,519
	土曜日，日曜日及び休日	午前（午前9時から正午まで）	6,667
		午後（午後1時から午後5時まで）	8,889
		夜間（午後6時から午後9時まで）	6,667
		全日（午前9時から午後9時まで）	22,223
第1研修室		1時間	556
第2研修室		1時間	556

備考

- 1 基本使用料の額は、この表の基本使用料の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を加算する。
 - (1) 本市に住所又は勤務先を有する者及び市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）に在学する者以外の者（以下「市民等以外の者」という。）が利用する場合 当該区分の基本使用料に100分の50を乗じて得た額
 - (2) 入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は営利の目的をもって利用する場合 当該区分の基本使用料に100分の100を乗じて得た額
- 3 利用者が単位利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合は、超過時間又は繰上げ時間30分（30分に満たない場合は、30分とする。以下同じ。）につき、当該区分の基本使用料（前項の規定に該当する場合は、同項の規定により加算した額）の30分当たりの額を加算する。
- 4 午前及び午後又は午後及び夜間を継続して利用する場合の使用料は、各単位利用時

間の基本使用料を合計した額とする。

(2) アリーナ、プール、スタジオ及びトレーニング室（専用利用）

区分				2時間当たりの基本使用料	
アリーナ	アマチュア・スポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	15歳未満の者（15歳以上の中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）	円 3,102	
			15歳以上の者（中学生を除く。以下同じ。）	6,204	
		入場料等を徴収する場合		24,723	
	アマチュア・スポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	15歳未満の者	12,362
				15歳以上の者	24,723
			営利を目的とする場合		49,352
		入場料等を徴収する場合		98,797	
	ステージ（放送設備を含む。）	15歳未満の者		371	
		15歳以上の者		741	
	プール			15歳未満の者	11,343
15歳以上の者				22,686	
スタジオ			15歳未満の者	1,667	
			15歳以上の者	3,334	
トレーニング室				4,445	

備考

- 基本使用料の額は、この表の2時間当たりの基本使用料の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

とする。

2 市民等以外の者が利用する場合は、当該区分の基本使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。

3 利用者が2時間を超過して利用する場合は、超過時間30分につき、当該区分の基本使用料（前項の規定に該当する場合は、同項の規定により加算した額）の30分当たりの額を加算する。

4 アリーナの半面のみを利用する場合は、当該区分の基本使用料（第2項の規定に該当する場合は、同項の規定により加算した額）に100分の50を乗じて得た額とする。

(3) アリーナ、プール、スタジオ及びトレーニング室（個人利用）

区分			基本使用料
アリーナ	2時間	4歳以上15歳未満の者 （中学生を含む。以下同じ。）及び65歳以上の者	円 139
		15歳以上65歳未満の者 （中学生を除く。以下同じ。）	278
プール・スタジオ・トレーニング室	2時間	4歳以上15歳未満の者及び65歳以上の者	232
		15歳以上65歳未満の者	463
	定期券（1か月有効）	4歳以上15歳未満の者及び65歳以上の者	2,315
		15歳以上65歳未満の者	4,630
	定期券（1か月有効。ただし、平日の午後5時から午後9時まで並びに土曜日、日曜日及び休日の利用に限る。）	65歳以上の者	1,389
		15歳以上65歳未満の者	2,778

備考

1 基本使用料の額は、この表の基本使用料の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 市民等以外の者がアリーナを利用する場合は、当該区分の基本使用料に100分の50

を乗じて得た額を加算する。

- 3 利用者（定期券による利用者を除く。）が2時間を超過して利用する場合は、超過時間30分につき、当該区分の基本使用料（前項の規定に該当する場合は、同項の規定により加算した額）の30分当たりの額を加算する。
- 4 規則で定める身体障害、知的障害又は精神障害を有する者及びその介助者（以下「障害者等」という。）が利用する場合は、当該区分の基本使用料（第2項の規定に該当する場合は、同項の規定により加算した額）に100分の50を乗じて得た額とする。

(4) 自動車駐車場

単位	基本使用料
1台	2時間を経過した後30分までごとにつき 93円

備考

- 1 基本使用料の額は、この表の基本使用料の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 障害者等が利用する場合は、無料とする。